

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いちき串木野市長 中屋 謙治

市町村名 (市町村コード)	いちき串木野市 (462195)	
地域名 (地域内農業集落名)	中組牛ノ江環境保全会 (中組、牛ノ江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の担い手が多く、地区内経営面積の過半以上である。後継者のいない認定農業者の耕作地についての今後の利用が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

R8年度より新たに安茶ヶ原(畑地)を計画に取り込んだ。今後も水田同様耕作をしていく。水田は水稻からWCSへ転作を行い、労働負担の軽減を図る。

新たな担い手の確保が困難であるが、将来現れたときに、集約、集積して耕作できるように地域で話し合いをしておく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.83 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.83 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金の協定農用地を基本としつつ周辺の耕作地を組入れとした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作をするうえで、近くに土地がまとまっていた方が効率がよいので少しずつでも耕作放棄地の交換が進むように啓発を行う。また、区画の小さな田は畦畔の撤去を進められるように土地所有者に同意をもらえるように調整する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地利用推進員を通じて農地バンクへ貸し付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
以前、基盤整備事業の話があったが、まとまらず頓挫して経緯がある。今後も関係者と話し合いを行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
薬剤散布等はJAを通じて行うようにする。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①地域による鳥獣被害対策を継続して行う（侵入防止柵等）。また、猟友会と連携し、わな等の設置を行う。 ⑦今後耕作者の減少が考えられる、耕作されなくなった土地の保全管理を団地で行っていく。				